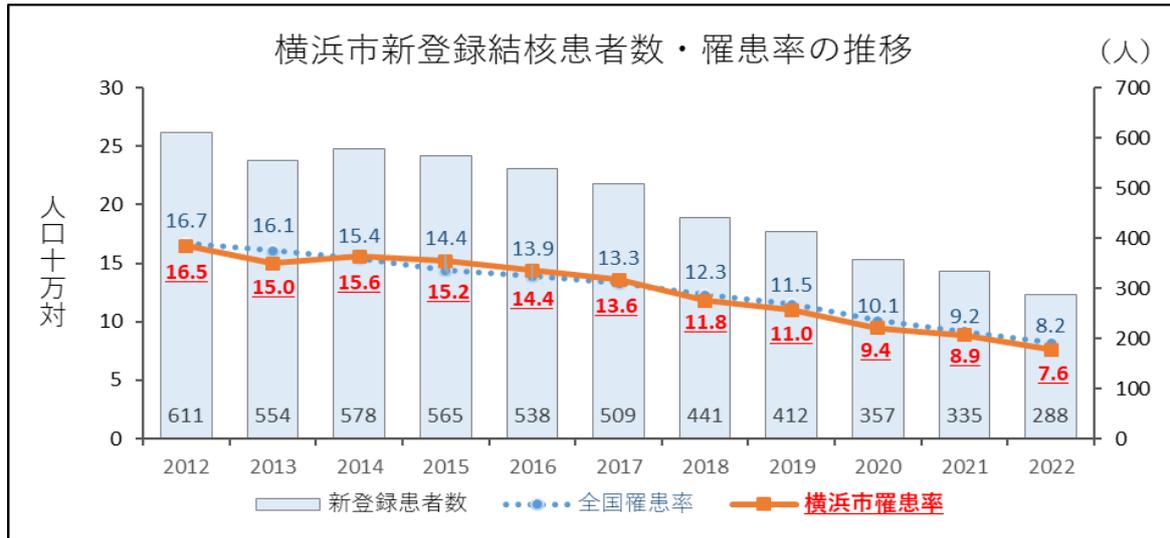


# 横浜市結核通信

発行 2023年11月  
 担当 横浜市医療局  
 健康安全課結核担当  
 電話 045(671)2729

## 新登録結核患者数と罹患率の推移

横浜市の2022年1月1日～12月31日に新たに登録された結核患者数は288人、結核罹患率(※1)は、7.6でした。年々減少していますが、引き続き、早期発見・早期治療、治療完遂への支援等が求められています。



※1 罹患率：1年間の新登録結核患者数を人口10万対で表したもの

## 結核の早期発見・早期治療のために

### 結核の診断が遅れた患者(※2)の割合21.5% (厚生労働省「2022年結核登録者情報調査年報集計結果」)

結核は、特有の症状がなく、過労や感冒などとして見逃される場合があります。結核の診断が遅れると、重症化や院内感染の拡大リスクが高まります。

「結核を疑う症状」(表1)がある場合、特に「結核の発病リスク要因」(表2)がある人については、結核を鑑別疾患のひとつとして診療をお願いします。

表1 結核を疑う症状

- 全身症状
  - ・2週間以上の発熱
  - ・寝汗
  - ・全身倦怠感・易疲労感
  - ・体重減少・食思不振
- 呼吸器症状
  - ・2週間以上続く咳嗽
  - ・喀痰
  - ・血痰・咯血
  - ・胸痛
  - ・呼吸困難

表2 結核の発病リスク要因

- ・HIV/AIDS
  - ・臓器移植(免疫抑制剤使用)
  - ・珪肺
  - ・慢性腎不全による血液透析患者
  - ・胸部X線画像で線維結節影(未治療の陳旧性結核病変)
  - ・生物学的製剤使用
  - ・副腎皮質ステロイド・免疫抑制剤使用
  - ・コントロール不良の糖尿病
- 等

※2 結核の診断が遅れた患者：受診から診断までの期間が1か月以上の患者

### 結核が疑われる場合

胸部X線検査と喀痰検査の実施をお願いします。

喀痰検査は、1日1回、連続して3日間の「塗抹検査」及び「培養検査」の実施をお願いします。

結核の疑いが濃厚な場合には、「核酸増幅法検査」を追加してください。

裏面あり



## 結核治療中の菌検査について

「結核医療の基準」(平成21年厚生労働省告示第16号,令和3年10月18日付一部改正)には、「治療中は、結核菌検査及びX線検査を行い、病状の改善の有無を確認する」と記載されています。

結核治療中は、定期的な菌検査の実施をお願いします。特に、治療後半期に「培養検査の陰性化」を確認することは、治療効果の確認とともに治療成績の評価となります。治療後半期に菌検査の実施をお願いします。



## 各種届出等について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)等の法令により、次の表のとおり各種届出等について規定されています。

届出等の種類	届出・提出時期	届出・提出先等
結核発生病	結核患者(無症状病原体保有者を含む)を診断した場合、 <u>直ちに</u> (診断当日)	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係 * 令和5年4月1日より、感染症指定医療機関から届出を行う場合、感染症サーベイランスシステム(※3)での報告が義務化されています。
結核患者入退院届	結核患者が入院/退院した場合、 <u>7日以内</u>	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係
結核指定医療機関に係る書類	・新たに指定申請をする場合 ・辞退をする場合 ・指定内容に変更が生じた場合	医療局健康安全課結核担当 または 最寄りの区福祉保健センター健康づくり係
結核定期健康診断実施報告	毎年	最寄りの区福祉保健センター健康づくり係 * 事業者は、従業員に対して年に1回結核に係る健康診断(胸部X線検査等)を実施し、その結果を報告する義務があります。

※3 感染症サーベイランスシステム:発生病等の情報を医療機関・保健所・都道府県等の関係者間においてオンラインで共有するシステム



## 結核医療費公費負担申請について

結核医療費公費負担制度の利用には、結核患者による申請が必要です。その際、医療機関作成の書類等が必要となりますので、ご協力をお願いします。次の表の下線部については、特にご注意ください。

公費負担の種類	必要書類等	提出先等
勧告による入院治療の場合 (感染症法37条) * 結核をまん延させる恐れがあるため、保健所が勧告する入院	①公費負担申請書 ②感染症指定医療機関医療担当規程第7条に基づく意見書(診断書) ③胸部X線画像(申請前3か月以内) ④健康保険証の写し ⑤自己負担確認書類	患者担当の区福祉保健センター健康づくり係 * 医療機関で作成いただく書類等は、②、③です。 * 承認期間の延長が必要な場合、改めて①～③の提出が必要となりますので、②、③の作成等をお願いします。
通院治療の場合 (感染症法37条の2) * 上記の勧告以外の入院治療を含む	①公費負担申請書 ②感染症指定医療機関医療担当規程第7条に基づく意見書(診断書) ③胸部X線画像(申請前3か月以内)等	患者担当の区福祉保健センター健康づくり係 * 医療機関で作成いただく書類等は、②、③です。 * 承認期間の延長が必要な場合や <u>医療内容を変更する場合(抗結核薬の変更・外科的療法の追加等)</u> は、改めて①～③の提出が必要となります。②、③の作成等をお願いします。 * <u>公費負担開始日は、区福祉保健センター健康づくり係が①～③を受理した日</u> となります。 * <u>医療内容を変更する場合、事前申請が必要</u> となりますので、区福祉保健センターへご連絡ください。

\* 各種届出や結核医療費公費負担制度等の詳細、各種様式のダウンロードは、横浜市ホームページをご確認ください( [横浜市 結核について](#) で検索)。